【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年８月10日
【会社名】	株式会社AOI Pro.
【英訳名】	AOI Pro.Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中　江　　康　人
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目５番１号
【電話番号】	０３（３７７９）８０００（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　　譲　原　　理
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目５番１号
【電話番号】	０３（３７７９）８０００（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　　譲　原　　理
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　299,944,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	282,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）１．平成27年８月10日開催の取締役会決議によります。
２．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
３．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

２ 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	282,700株	299,944,700	―
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	282,700株	299,944,700	―

（注）１．第三者割当の方法によります。
２．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,061	―	100株	平成27年９月１日(火)	―	平成27年９月１日(火)

（注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
３．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社AOI Pro.　総務部	東京都品川区大崎一丁目５番１号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　五反田支店	東京都品川区西五反田一丁目27番２号

３ 【株式の引受け】

該当事項はありません。

４ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,944,700	―	299,944,700

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式の処分により調達する資金については、払込期日（平成27年９月１日）以降順次、全額を買掛金の支払等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

ａ 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)
本店の所在地	東京都中央区晴海１丁目８番12号 晴海トリトンスクエア　タワーＺ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　森脇　朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ　54% 第一生命保険株式会社　23% 朝日生命保険相互会社　10%

ｂ 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成27年８月10日現在のものであります。

※株式給付信託（ＢＢＴ）（以下「本制度」といいます。）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた「役員株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社取締役に対し当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役に対し各事業年度における役位、連結経常利益額および連結ＲＯＥを勘案したポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。取締役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「役員株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、一律不行使とします。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

「役員株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

＜株式給付信託（ＢＢＴ）の概要＞

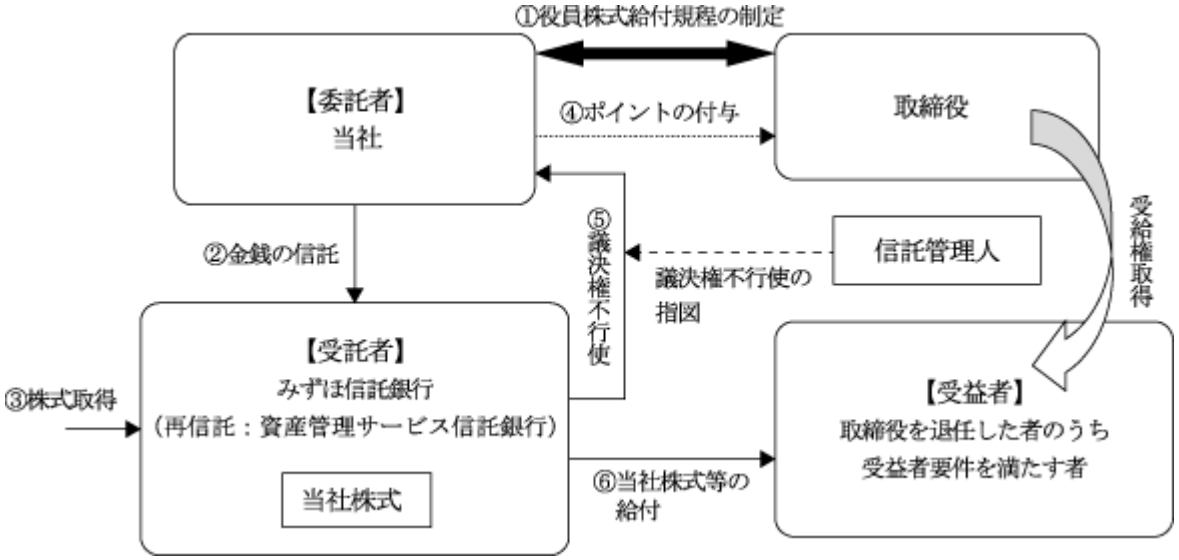

① 当社は、平成27年６月25日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式等を給付します。

c　割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「ｂ　提出者と割当予定先との間の関係　※株式給付信託（ＢＢＴ）の内容　(1) 概要」に記載しましたとおり、取締役に対して当社株式等を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「ｂ　提出者と割当予定先との間の関係　※株式給付信託（ＢＢＴ）の内容　(1) 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)）を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)を当社が割当予定先として選定したものです。

d　割り当てようとする株式の数

282,700株

e　株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において「役員株式給付規程」に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）との間におきまして、払込期日（平成27年９月１日）より２年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f　払い込みに要する資金等の状況

割当予定先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

割当先予定の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g　割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度の議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使の指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

２ 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３ 【発行条件に関する事項】

ａ　払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの１ヵ月間（平成27年７月８日から平成27年８月７日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,061円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの１ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近１ヵ月としたのは、直近３ヵ月、直近６ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,061円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,065円に対して99.62%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近３ヵ月間の終値平均1,008円（円未満切捨）に対して105.26%乗じた額であり、あるいは同直近６ヵ月間の終値平均941円（円未満切捨）に対して112.75%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査役４名（うち３名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

ｂ　処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数に対し2.12%（小数点第３位を四捨五入、平成27年３月31日現在の総議決権個数に対する割合2.28%）となりますが、本制度は当社取締役の退任時に当社株式等を交付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は当社取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

４ 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５　【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
㈱コスモチャンネル	神奈川県横浜市青葉区美しが丘１－12－32	1,373	11.06	1,373	10.81
㈱イマジカ・ロボットホールディングス	東京都品川区東五反田２－14－１	1,000	8.05	1,000	7.87
原　仁	神奈川県横浜市青葉区	400	3.22	400	3.15
松本　洋一	神奈川県横浜市青葉区	400	3.22	400	3.15
原　文子	神奈川県横浜市青葉区	328	2.64	328	2.58
資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)	東京都中央区晴海１－８－12	―	―	282	2.22
AOI Pro.従業員持株会	東京都品川区大崎１－５－１	265	2.13	265	2.09
㈱オムニバス・ジャパン	東京都港区赤坂７－９－11	220	1.77	220	1.73
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	東京都港区浜松町２－11－３	217	1.75	217	1.71
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内２－１－１	170	1.37	170	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海１－８－11	150	1.21	150	1.18
計	―	4,526	36.45	4,808	37.87

（注）１．平成27年３月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
２．割当後の大株主の状況については、平成27年３月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による株式数282,700株の減少を考慮したものであります。
３．松本洋一他３名連名により平成27年５月22日付で大量保有報告の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年５月18日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表の変更をおこなっておりません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
松本　洋一	神奈川県横浜市青葉区	200,000	1.50
松本　益子	神奈川県横浜市青葉区	97,000	0.73
松本　和久	東京都世田谷区	111,500	0.84
長谷川　幸子	東京都世田谷区	106,500	0.80
計		515,000	3.86

４．三井住友信託銀行株式会社他１社連名により平成27年７月６日付で大量保有報告書が提出されておりますが、当社として平成27年６月30日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	281,700	2.11
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂９丁目７番１号	570,400	4.28
計		852,100	6.39

５．上記のほか当社所有の自己株式848,760株（平成27年７月31日現在）は割当後566,060株となります。

６ 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７ 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８ 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１　【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２　【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３　【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期）及び四半期報告書（第53期第１四半期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年８月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年８月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

２．臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第52期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年８月10日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（平成27年６月26日提出の臨時報告書）

１．提出理由

平成27年６月25日の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年６月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円 総額211,233,160円

ロ 効力発生日

平成27年６月26日

第２号議案 定款一部変更の件

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第32条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第32条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、その他字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

第３号議案 取締役２名選任の件

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、適切な経営体制構築の観点から取締役８名（うち社外取締役２名）の体制としたいと考えており、社外取締役１名を含む取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

田中優策、三橋友紀子

第４号議案 監査役４名選任の件

本社総会終結の時をもって現在の監査役全員（４名）が任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

八重樫悟、髙田一毅、渡辺久、花房幸範

第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」により構成されておりましたが、今般、新たに取締役（社外取締役を除く）に対する中長期的な業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。具体的には、平成24年６月27日開催の第49回定時株主総会にてご承認いただいた取締役の報酬限度額（年額500百万円以内）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成28年３月末日で終了する事業年度分から、当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。

平成21年６月26日開催の第46回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠で、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年間につき年額１億円を上限としてご承認いただいておりますが、本制度導入に伴い廃止することといたします。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、６名となります。

第６号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）に対してストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	91,288	101	0	(注) 1	可決　97.80
第２号議案 定款一部変更の件	91,254	135	0	(注) 2	可決　97.77
第３号議案 取締役２名選任の件					
田中優策	91,239	150	0	(注) 3	可決　97.75
三橋友紀子	91,204	185	0		可決　97.71
第４号議案 監査役４名選任の件					
八重樫悟	91,235	154	0		可決　97.75
髙田一毅	91,245	144	0	(注) 3	可決　97.76
渡辺久	89,475	1,914	0		可決　95.86
花房幸範	91,225	164	0		可決　97.74
第５号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額決定の件	87,613	3,776	0	(注) 1	可決　93.87
第６号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	87,528	3,861	0	(注) 2	可決　93.78

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から賛否に関して確認できたものを集計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部　【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日	平成27年６月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第53期第１四半期)	自　平成27年４月１日 至　平成27年６月30日	平成27年８月10日 関東財務局長に提出

提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部　【特別情報】

第１　【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年６月25日

株式会社AOI Pro.
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　澤　幸　之　助　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AOI Pro.の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOI Pro.及び連結子会社の平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社AOI Pro.の平成27年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社AOI Pro.が平成27年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年６月25日

株式会社AOI Pro.
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　澤　幸　之　助　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野　田　智　也　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AOI Pro.の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AOI Pro.の平成27年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
　２　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年８月６日

株式会社AOI Pro.
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　澤　幸　之　助　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　智　也　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社AOI Pro.の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成27年４月１日から平成27年６月30日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成27年４月１日から平成27年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社AOI Pro.及び連結子会社の平成27年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。